

まっすぐ あなたが議員ならどうする? ~岩田ひろたかにこんな質問をさせたいを大募集~

島根県議会は6月・9月・11月・2月と年間4回の定例会があり、各議員が執行部に対して質問や提案を行うために「一般質問」と「一問一答質問」の機会が設けられています。議会をもっと身近に感じてもらいたいという思いから、9月議会では県民の皆様の生の声を直接質問に反映させます。8月31日まで募集したいと思いますので、QRコードからご記入ください。質問希望者が多数だった場合は多数の応募のあった意見から質問を組み立てます。



SOROSAY! そろそろ政治のハナシをしよう。

まっすぐ オンラインでもオフラインでも!どこでもミーティングやります

現場の声をもっともっと聞きたい。コロナ禍ということもあり、少人数での「どこでもタウンミーティング」を始めます。あなたの地区に岩田があらわれます!

またZOOMなどを使ったオンラインでのミーティング(こちらは人数無制限)にも参加できます!

2人以上集まれば、開催しようと思います。岩田ひろたかと島根の未来について語りませんか?県議に聞いてみたいこと、あなたの思い、ご意見をお聞かせください。お友達同士で、地域の仲間で気軽にお声がけください。(いずれも詳しくは岩田ひろたか事務所にメールまたはお電話でお問い合わせください。)



〒690-0885 松江市米子町8-25
TEL.0852-24-2323 FAX.0852-61-1975
E-mail:office@iwatahirotaka.jp HP https://iwatahirotaka.jp



ホームページ



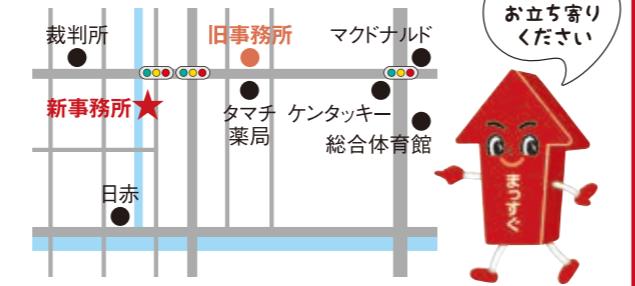
Facebook



Twitter



LINE



県議会
報告

岩田ひろたか

まっすぐ レポート 2023年夏号

○発行日:2023年7月 ○発行者:岩田ひろたか事務所
○住所:〒690-0885 松江市米子町8-25 TEL:0852-24-2323

地方で生きる人の所得が増える政策を!
well-being ~みんなの「いま」を幸せにしたい~



4期目がスタートしました

皆さんこんにちは。島根県議会議員の岩田ひろたかです。今年春の県議会議員選挙を経て4期目の議席をお預かりすることになりました。今年は5月に新型コロナウイルス感染症の取り扱いが変わり、コロナ禍で傷んだ地域経済の回復や人口減少対策が大きな課題です。しかしながらこのところのエネルギー価格高騰や物の値段の上昇によって県民生活は厳しい状況におかれています。これからは、県として「政策で国を動かしていく」という強い意志と政策提案力が問われていきます。この4年間は「みんなのいまを幸せにする」「県民所得を上げる」「人づくりこそ地方づくり」この点にこだわって政策提案をしていきます。どうぞ皆様の声を聴かせてください。

まっすぐ 6月定例会エネルギー価格・物価高騰対策で 48億円の補正予算可決

統一地方選後初の議会となった6月定例議会では、エネルギー価格・物価高騰対策で総額48億円の補正予算が可決されました。

主な補正項目

① エネルギー価格物価高騰対策

① LPガス消費者への支援 11億円

一件当たり合計4,250円を利用料金から値引き(500円×8.5か月)
25m³/月の超過分は別途使用量に応じて支援

② 特別高圧電力利用者への支援 4.4億円

1~8月分(月あたり) 3.5 円/kWh×使用量を支援
※9月分は(月あたり) 1.8 円/kWh×使用量の支援

③ 農林水産業への支援 3.3億円

酪農家の支援、農業水利施設の省エネ化及び電気料金の一部を支援

④ 公共交通事業者へ燃料費の一部を支援 0.6億円

⑤ 医療機関、社会福祉施設、子ども食堂等への支援 18億円

⑥ 学校給食費等への支援 0.1億円

⑦ その他 2.3億円

公の施設における光熱費上昇を踏まえ、指定管理料を増額





●新型コロナウイルス感染症対策

① 介護サービス継続支援事業4.3億円

●その他

① 教員の負担軽減・確保のための緊急対策 2千6百万円

深刻な教員不足に対応するため、教員の負担軽減と確保のための取組を強化
スクールロイヤーの配置、スクールカウンセラーの配置拡充など



② 特別支援学校校舎等整備事業 2千1百万円

浜田養護学校の教室不足や校舎の老朽化・狭隘化の解消に向けた施設規模等の検討を実施

③ 県内航空路線維持事業 1千2百万円

コロナ禍からの需要回復が遅れている航空路線の利用を促進

まっすぐ 農林水産商工委員会副委員長に就任

改選後の臨時議会で農林水産商工委員会の副委員長を拝命しました。吉田雅紀委員長(隠岐選出)とともに本県の1次・2次・3次産業の活性化に取り組んでまいります。特にそこで働く人の手取りを増やすということに主眼を置いて地方経済が上向くよう努力していく所存です。



まっすぐ 6月定例会一問一答質問から

6月議会は2つの分野から質問しました。1点目はエネルギー物価高騰対策で島根県に重点交付金が配分されているのだが、金額が少ないのでないかという点と、助成対象から外れているところへの支援要請。もう一つは教員不足や増加する不登校など教育現場の抱える諸問題について質問しました。

国の交付金が十分ではない! 更なるエネルギー・物価高騰対策の充実を求める!

Q 本県に公布された臨時交付金が少ないのではないか?



岩田県議

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を受けたエネルギー高騰物価上昇対策の補正予算が、今議会にも提案されているが、国が推奨事業メニューとして、特別高圧の電気料金やLPGガス料金への補助など、8分野を指定している。たくさんの支援を行うよう求めている割に、国からの交付額が少な過ぎると言わざるを得ないが知事の所見を伺う。

島根県臨時交付金がでてよかったですといふのは半分ありますけど、年度後半まで含めて対応しろということであればとても足りない。政府の支援措置も、基本的にはガソリンとか電気本体、電気や都市ガスが9月までを対象にされているので、この交付金も9月までをイメージして措置しているが、それ以後もということであれば、今の高騰の状況が変わらない状況であれば、追加の措置が必要となる。



丸山知事

Q みなしだ企業についての支援も必要ではないか?



岩田県議

特別高圧を使う企業の電気代支援について、中小企業と同じ事業規模にもかかわらず、親会社の資本比率が50%を超えているなどの企業が、「みなしだ企業」として、支援対象から外れている。親会社の経営状況が悪かったり、親会社自身の決算を優先して価格転嫁を子会社に対してあまり行われないというケースも考えられる。地方で働く人の給料を上げるという観点からも、みなしだ企業について、経営状況をしっかり精査した上で、何らかの支援ができないか?

親会社に相当する大企業は、企業体力もあり、子会社、孫会社に対してきちんと対応しているという見込みに基づいて、支援対象から外しているがみなしだ企業が、増加コストを自ら吸収せざるを得ないというケースを想定していなかったので、今後、県内のみなしだ企業の経営状況や、資材、電力等の高騰の影響などを把握した上で検討したい。



丸山知事

子どもの権利条約をもっと浸透させよう



岩田県議

学校現場は不登校が増え、教員の成り手が不足している。これは学校 자체が子どもにとっても、大人にとっても、居心地のいい状況じゃないということではないか。こうした中で「差別の禁止」「子どもの最善の利益を考える」「生命、生存及び発達に対する権利を子どもは持っていること」、「子どもの意見の尊重」など、世界中すべての子どもたちがもつ権利を定めた「子どもの権利条約」を再認識するときであり、児童生徒やその保護者も含めて、日常生活で意識してもらうような取組みが必要と考えるが、教育長の所見を伺う。



野津教育長

昨年度文部科学省の生徒指導提要が改訂され、条約について、児童生徒の基本的人権に十分配慮し、一人一人を大切にした教育が行われることが求められている。島根県教育委員会では、いじめ防止等に向けた児童生徒の主体的な取組みを促進するため、しまね子ども絆づくりサミットを毎年開催しているが、今年度は、子どもの権利条約をテーマに行うこととしている。このような取組みを行うことで、保護者の皆様にも知っていただく機会につなげたい。

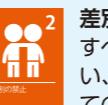


子どもの権利条約とは

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)は、世界中すべての子どもたちがもつ権利を定めた条約です。1989年11月20日、第44回国連総会において採択されました。この条約を守ることを約束した締約国・地域の数は196。世界で最も広く受け入れられている人権条約です。日本は1994年に批准しています。

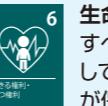
「子どもの権利条約」4つの原則

条約の基本的な考え方は、次の4つの原則で表されます。それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切です。4つの原則は、「こども基本法」(2023年4月施行)にも取り入れられています。



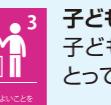
差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の民族や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



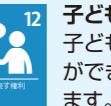
生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長されること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。